

## スクールロイヤーの対応状況（1・2学期）

No	学校からの相談	ロイヤーからの助言	学校・市教委の対応
1 2	「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」「不登校重大事態に係る調査の指針」では、加害保護者にも調査結果を説明することとされているが、被害保護者は、学校が加害保護者に調査結果を説明することを拒んでおり、学校や教育委員会が、被害保護者からの説明許可を得ることは困難な状況である。今後、加害児童保護者に調査報告書についての説明をせず、本事案を市長に報告することは、法的に可能か。	加害児童保護者への情報提供については被害児童保護者が拒んでいるということであれば調査書の存在や内容を情報提供する必要はない。	市町及び兵庫県教育委員会に事案を報告。
3	学校の対応不備を保護者に謝罪し、再発防止に努めているが、保護者からの過度な要求が続き、威圧的な行為により、学校を非難する。学校から警察へ通報したいが、保護者との関係を考えて躊躇してしまうことがある。どのような基準で通報すればよいのか。学校長として教職員を精神的に守るために、今後どのような対策を講じておけばよいのか。保護者の要求が不当要求と思われる場合があるが、学校から保護者を訴えるような判例はあるのか。	犯罪に当たり得る行為が行われた場合は通報もやむを得ない。当該保護者への対応として、学校全体で情報共有をし、なるべく公の場を設けて複数対応、保護者との距離を一定以上開けるなどが考えられる。裁判例は多くはないがいくつか見受けられる。保護者からの度が過ぎた要求があった場合は裁判という最終的な手段もありうるがその都度証拠として記録化しておくことが重要である。	学校は記録をしっかりととりつつも激化する保護者に寄り添いながら丁寧に対応している。苦情があるたび納得いくまで対応している。市教委は学校から相談があるたびに助言、指導を行っている。
4	子どもの体調不良の原因は、教員の対応に原因があるので、その当時の教員を他の学校へ異動させてほしいと保護者から訴えがある。学校は丁寧に保護者と対応しているが、対応する際注意すべきことはなにか。	当該保護者の指摘や要望は合理性のあるものではなく、対応する場合は複数名で、不当な要求に対しては毅然とした態度を示すこと。学校として適切な対応をとってきたことを説明できるように備えておくこと。	当該保護者からの苦情はなくなったものの、学校は当該生徒に対して丁寧に対応している。
5	市内事業所から中学校の定期試験問題の開示請求があり、応じた。今後同様のことがあった場合を想定し、定期テストを公文書として一定期間補充することを考えているが、定期テストは公文書にあたるのか。また教員が作成するテストは教員に著作権があるのか、保管期間は1年で妥当か。	業務上の必要性から組織的に用いるものとして学校や教育委員会で保有しているものであれば公文書に該当すると思われる。学校教諭が学校の教育活動の一環として職務上作成するものなので学校（市）に著作権は帰属する。保存期間については市において適用される個別の条例等により判断されるべきものである。	
6	学校諸費未納の家庭があり、納金依頼するが支払が滞っている。学校として催促状を出す予定であるが催促状に不備はないか。それでも滞った場合、訴訟による請求が考えられるがその場合の手続きはどうか。学校としてはなるべく訴訟を起こさず納付してもらいたいのがそれに向かうための助言をお願いしたい。	催促状に異存はない。訴訟については少額訴訟や支払督促命令という方法がある。訴訟を起こさず解決するためには任意の履行を求めて繰り返し催促する事、履行を拒んでいる理由、支払われない理由を確認し、理解を得られるように説明することが必要。また、今後の生徒への物品の提供等に支障が生じうることを伝えるのも方法の一つである。	学校は助言を職員間で共有し、学年ごとに対応に関する意見を求めた。現状では概ね催促状を渡すことになる。また、家庭の経済状況や福祉的サービスの利用、公的機関からの補助も含めて検討していく。
7	PTAの本部役員がPTAの在り方、規約の不備、個人情報の取扱いの不備等を繰り返し訴えている。その中で個人を攻撃する言動や自分の考えに賛同しない者を精神的に追い詰めることがあった。PTAの規約や入会について当該役員と話し合おうとしても応じないことが多く、話し合えても論点をずらして様々な苦情を言い続けている。このことでPTA規約の改正と入会意思確認について、臨時総会等を開くなど早急に対応する必要はあるか。PTA会長は当該役員が相談した弁護士から脅しととれる表現に気が滅入り、強く不安を感じている。そのことについて脅迫や強要となることはないか。またPTA会長から当該役員を訴えることはできるか。今後、PTA活動を運営していくうえで留意することはあるか。	現時点で規約に違法や無効となるような定めは見当たらず、改正することは必須とは思わないが、PTA入退会の在り方について今後も議論し、運用に生かすことが望ましい。個人の人格攻撃など度を越した言動があればハラスメント等になりうる。今後確認された場合は注意喚起したり、配慮を求めたりする必要がある。今後任意団体である性質や会費集金の口座についての説明や案内を丁寧にすることは必要。当該役員の指摘についても取り入れるべき点は参考にする。	入学時にPTA活動についての丁寧な説明や規約を見直し、トラブルにならないよう学校とPTAが協議しながら改善していく。
8	PTA入会を拒否した当該保護者はPTA発出文書の配布を要求している。子どもと地区名が入ったPTA役員選出の文書を配布したところ、個人情報の漏洩であると苦情がきた。学校は配布した家庭に回収を依頼した。このことで当該保護者から情報漏洩として学校や市、PTAが訴えられるとするとどのような展開になるか。また、係争となった場合、どのようなことに気を付けておくべきか。また、PTAが会員向けに発出した文書も配布する必要があるか。その	同意を得ずに配布文書に記載した行為が問題になる。学校がPTAに当該保護者の同意なしに個人情報を提供したのであれば損害賠償請求をする方法が一応考えられる。しかし、損害賠償請求が認められるのは損害が発生した場合で今回の件では損害の発生は認められにくい、あるいは少額にとどまると思われる。係争になった場合の留意点としては、法や条例を遵守し、学校が得た個人情報をPTAに提供するの	個人情報の管理、取扱いに注意してPTA活動を進めていく。

	<p>際、当該保護者あてにはPTA会員の個人情報保護のため黒塗り等工夫する必要があるか。</p>	<p>は避け、PTAに入会するときにPTAが個人情報を入手しておくこと。PTA会員への文書についてはPTAに加入していない当該保護者に配付する必要はないと考えられる。仮に当該保護者の要求に応じてPTA会員の個人情報が記載された文書を配布する場合は黒塗り等の対応をすべきと思われる。</p>	
9	<p>不当要求と考えられるような訴えを続けている保護者についての相談。当該保護者が要求するいじめ事案について、加害生徒や周辺生徒に事実確認したが、当該保護者は最後の事実確認や謝罪の場を避けている。矛盾点等を加害とされる生徒と当該生徒を突き合わせようとしても当該生徒は避ける。さらに当該保護者は次々と新しい事案をもちかけてくる。学校は言われるたびに真摯に対応してきたが一つひとつの発言に振り回され、教職員は疲弊し、電話対応で5時間拘束されることもある。このような点は威力業務妨害に該当するか。また当該保護者は教諭の信頼を貶めるような発言を様々な場でしている。教諭や学校を守る術はあるか。</p>	<p>事前にアポイントメントを取ってもらった上で面談時間を設定するなどまずは学校側でできることを限定する。それでも止まない場合や当該保護者が実力行使に及ぶ場合は犯罪行為や不法行為に該当する可能性がある。また、当該保護者の事実と異なる発言に対しては注意喚起してよい。それでも止まない場合は名誉棄損や名誉感情の毀損等に当たる可能性を踏まえ、記録化しておく。</p>	<p>市教委と学校が協議しながら対応を継続中。</p>